

「番匠川圏域大規模氾濫減災協議会」と 「番匠川水系流域治水協議会」の実施方針(案)について

1. 課題

令和2年度に両協議会を連続開催したが、議論すべき内容が重複していることもあり、令和3年度のトップセミナーにおいて、『「番匠川圏域大規模氾濫減災協議会」と「番匠川水系流域治水協議会」の内容に重複している部分があり、整理した方が良いのでは。』との意見あり。

2. 両協議会の位置づけ

	(番匠川水系流域治水協議会)	(番匠川圏域大規模氾濫減災協議会)
設置年度	令和2年 (過去に1回実施。R3.2.19)	平成28年 (過去に7回実施。R3.2.19)
設置根拠	○通知分(R2.6.10)による	水防法に基づくもの(法定作業)
問題点	協議会の検討内容の多くが重複(ソフト、ハード対策が重複)	

流域治水関連法

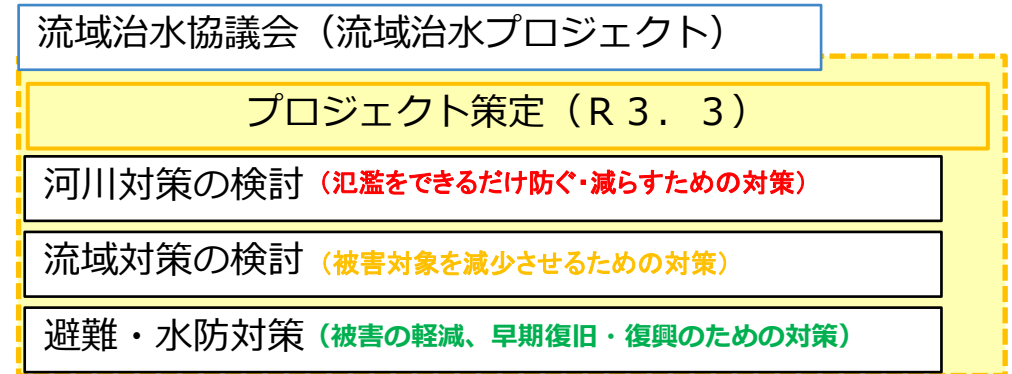
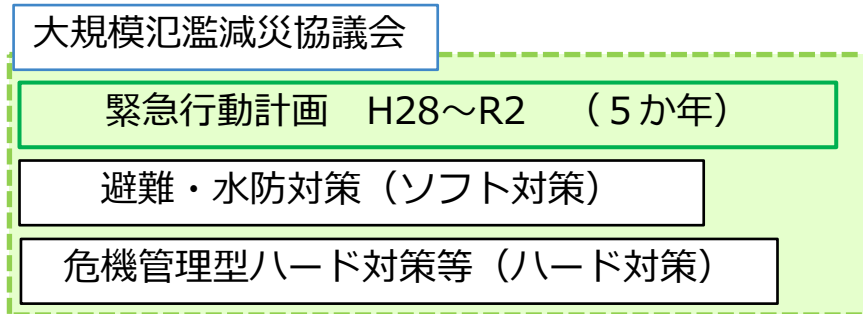
公布	令和3年	5月10日(月)
一部施行	令和3年	7月15日(木)
一部施行	令和3年	11月1日(月)
一部施行	令和4年	4月1日(金)

↓

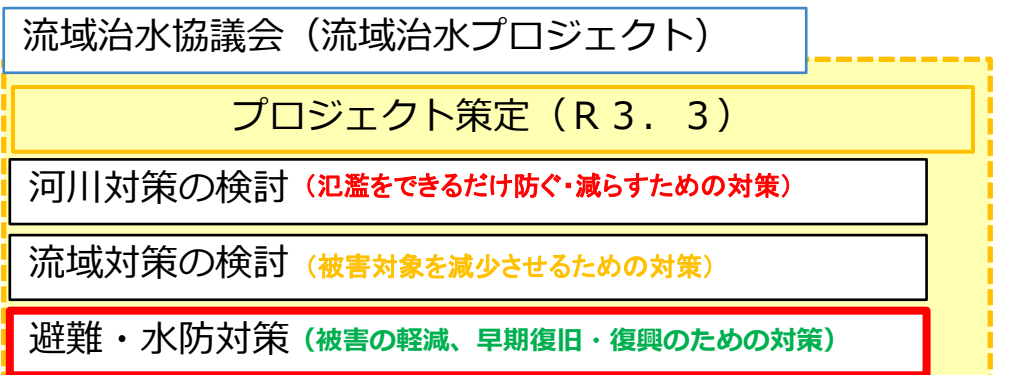
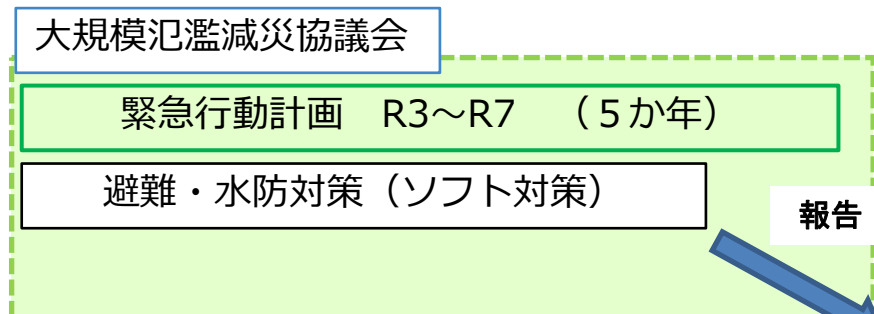
トップセミナーの開催は本協議会で出水期前に開催で位置づけ

「番匠川圏域大規模氾濫減災協議会」と 「番匠川水系流域治水協議会」の実施方針(案)について

令和2年度



令和3年度以降



※危機管理型ハード対策等は
「流域治水協議会」の河川対策、流域対策で検討

※避難・水防対策は「減災協議会」で議論し、流域治水協議会では
減災協議会での決定事項の「報告」という形とする

- 両協議会での検討項目を明確に仕分けることで、協議会の効率化、簡素化に繋がる
- トップセミナーはR4以降も継続し3者(佐伯市、大分県、国)の事業、防災の情報共有を図る。